

令和7年度しまね脱炭素加速化事業

高効率省エネ 設備導入補助金

2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、県内の経済と雇用の中心的な担い手である中小企業者等が高効率省エネ設備の導入を実施する場合の経費の一部を補助します。

補助対象者

- ・島根県内に主たる事業所を有する中小企業者等（みなし大企業は除く。詳細は交付要綱を確認）
- ・「しまねストップ温暖化宣言事業者」であること

補助対象事業

補助対象事業	対象経費	補助率	補助下限～上限
省エネ設備	設備の購入及び工事に要する経費	補助対象経費の1/3	15万円～500万円

対象設備

高効率空調機器	従来の空調機器等に対して30%以上の省CO ₂ 効果が得られるもの
高機能換気設備	平時に活用するものであり、次の(a)～(c)の要件をすべて満たすこと (a) 全熱交換器（JIS B 8628に規定されるもの）であること (b) 必要換気量（1人当たり毎時30m ³ 以上）を確保すること (c) 熱交換率40%以上（JIS B 8639で規定）であること
高効率照明機器	調光制御機能を有するLEDに限る
高効率給湯機器	従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO ₂ 効果が得られるもの
コージェネレーションシステム	都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること

公募 受付締切

第1回：令和7年6月13日（金）17時必着

※第2回以降の公募は、第1回公募分の審査が完了した後に開始します。

なお、第1回公募で予算が上限に達した場合は、第2回以降の公募は行いません。

申請等にあたっては、しまね脱炭素加速化事業高効率省エネ設備導入補助金交付要綱に規定する様式を使用してください。

要綱、様式、その他詳細については、ホームページをご確認ください。

https://www.crosstalk.or.jp/r7energy_saving.html

※当補助金は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を財源としています。

補助対象が重複する国（国から委託等を受けた執行団体が実施する補助事業を含む）の補助金や国費が財源となっている市町村の補助金を併用することはできません。

